

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案（概要）

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

1. 改正の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の25第1項の委任を受けた動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号。以下「令」という。）第5条においては、登録等の事務に係る手数料について、実費（マイクロチップ制度施行前の見込み）を勘案して登録等の事務ごとにそれぞれ定めており、令和4年6月から当該制度を施行していたところ。なお、法第39条の10第1項の規定に基づき、公益社団法人日本獣医師会を指定登録機関として指定し、当該登録等の事務を行わせている。

今般、令和4年度までの指定登録機関の決算書類等を精査し、情報登録システムの改善及び更改等のための費用の増加と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて増加傾向にあった犬又は猫の新規飼養頭数の減少の見込み等の今後の見通しを加味したところ、現行の手数料額が実費に照らして過少であることから、所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

法第39条の25第1項で令に委任された登録等の事務に係る手数料の額を、次のとおり改正することとする。

(1) 法第39条の5第1項の登録に係る手数料（令第5条第1号関係）

現行の令第5条第1号では、法第39条の5第1項の登録を受けようとする場合の手数料を、1,000円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合（以下「電子情報処理組織を使用する場合」という。）にあっては、300円）としていたところ、実費を勘案し、1,400円（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、400円）と改めることとする。

(2) 法第39条の5第6項の登録証明書の再交付に係る手数料（同条第2号関係）

現行の令第5条第2号では、法第39条の5第6項の登録証明書の再交付を受けようとする場合の手数料を、700円（電子情報処理組織を使用する場合に

あつては、200円)と規定していたところ、実費を勘案し、1,300円(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、300円)と改めることとする。

(3) 法第39条の6第1項の変更登録に係る手数料(同条第3号関係)

現行の令第5条第3号では、法第39条の6第1項の変更登録を受けようとする場合の手数料を、1,000円(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、300円)と規定していたところ、実費を勘案し、1,400円(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、400円)と改めることとする。

3. 施行期日

令和6年4月1日(予定)